

令和7年度 社会的養護第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	成光学園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 成光福祉会
対象サービス	児童養護施設
設立年月日	1947年7月25日
定員(利用人数)	75名(48名)
事業所住所等	〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘4丁目20番21号 電話番号/046-251-0128
ホームページ	https://seikou-fukushikai.org
職員数	常勤職員19名・非常勤職員0名
評価実施年月日	2025年10月22日・10月23日
第三者評価受審回数	4回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	全国社会福祉協議会版
自己評価実施	期間:2025年5月27日～2025年7月15日 (評価方法) 自己評価結果表を職員それぞれで記入し、学童寮1階・学童寮2階ごとに集約した後、指導員以上の職員が合議して、園案としてまとめた。
利用者調査	期間:2025年5月10日～2025年7月30日 利用者(本人)アンケートを実施

<理念>

児童の最善の利益を追求する

<運営方針>

当学園は、入所児童が明るく衛生的な生活環境のもとで、家庭に代わる場所として心身ともに健やかにして、将来社会人として立派に自立できるように援助する

<成光学園の概要>

●成光学園（以下「園」という。）は、神奈川県央部に位置する座間市にあります。最寄り駅である小田急小田原線「相武台駅」南口から徒歩約5分（約300m）の丘陵地に位置しています。周辺は住宅地と自動車教習所に囲まれていますが、約6,100m²の広大な敷地内に園舎が設けられているため、外部の喧騒から隔離された静かな環境が保たれています。このような立地により、こどもたちが安心して過ごせる、落ち着いた養育環境が整っています。

●園は、社会福祉法人成光福祉会（「以下「法人」という。」）によって運営されています。法人の起源は、1939年（昭和14年）に青少年の鍛錬と食料増産を目的として開設された「座間農場」にまで遡ります。戦後は、戦災孤児の受入れを開始し、1947年（昭和22年）には財団法人「座間農場」として認可を受けると共に、司法保護団体として触法少年の更生支援にも取組みました。その後、児童福祉法の成立に伴い司法保護団体を解散し、1949年（昭和24年）には同法に基づく擁護施設（現在の児童養護施設）として「成光学園」を開設しました。施設の老朽化に伴う建て替えを契機として、財団法人を解散し、2004年（平成16年）には社会福祉法人として新たに設立されました。現在、法人は「大舎制度を維持しつつ、日本一の児童養護施設を目指す」という信念の下、児童福祉事業に力を注いでいます。

●児童養護施設である当園には、保護者不在、養育困難、虐待等の理由により、保護者と共に暮らすことが出来ない小学生から高校生までのこどもたちが生活をしています。園の主な施設は以下の3棟で構成されています。1.〈学童寮〉子どもたちの生活の場であり、2階建てで各階の定員は28名、合計56名です。第三者評価訪問時点では、1階に女性24名、2階に男性24名、計48名が生活しています。各階は北組・南組の2区画に分かれ、それぞれに玄関があるユニット形式ですが、物理的な仕切りがないため、大舎規模の生活単位としても運用可能です。これは、法人が掲げる「大舎制」の理念に基づく設計です。2.〈食堂棟〉子どもたちが毎日朝食と夕食を共にする場であり、集団生活の中での交流と規律を育む重要な空間です。3.〈旧幼児寮〉かつては定員20名で学齢前の幼児が生活していましたが、2020年（令和2年）に閉鎖されました。2024年（令和6年）から、1階を成人女性の措置延長及び後保護寮として運営しています。（現在は神奈川県綾瀬児童相談所の建て替えに伴い、一時保護所として暫定的に提供中。）2階には理事長室、事務長室、事務室、会議室、倉庫等の管理部門が配置されています。

●園では、大舎制の理念を具現化する取組の一環として、子どもたちが協力し合いながら運動や競技を通じて成長することを重視しています。主な特色は以下の通りです。①子どもたちは職員と共に、野球、マラソン、駅伝等の様々な運動に取組み、心身の成長を促しています。②施設間対抗の駅伝大会や野球大会では優勝経験もあり、努力が報われる喜びを体験する貴重な機会となっています。③運動を通じて、身体的な発達だけでなく、精神的な強さや協調性も育まれています。

＜特に評価が高い点＞

1. 【集団（大舎制）と個（家庭的養護）のメリットを生かした養育】

園では、集団生活の中で個を尊重した養育を実践しています。学童寮は「コの字型」の構造で、各階に北組・南組のユニットがあり、個室や2~4人部屋を備えた小舎・中舎制の生活単位で構成されています。階ごとの仕切りがないため、大舎制にも柔軟に対応できる設計となっており、これは理事長の「多様な人間関係の中でこそ心が通い合う」という理念に基づいています。園では、サッカーやバスケットボール等のクラブ活動を通じて、体力・意志・友情を育むことを重視しています。児童養護施設対抗の大会では、野球や駅伝等で優勝経験もあり、学童寮内にはトロフィーが多数飾られています。食事は朝夕共に食堂棟で全員が集まり、和やかな雰囲気の中で行われています。また、保育士と指導員が連携し、日常の養育と生活指導を分担。毎月1回、職員と子どもたちが一緒に炊事を行う等、家庭的な関わりも大切にしています。このように、園では集団と個の両面の利点を生かした、柔軟で温かな養育環境が整えられています。

2. 【地域と協働したこどもたちの育成】

園では、地域に開かれた児童養護施設づくりを目指し、地域との協働を重視した運営を行っています。園内の通路は、駅への近道として近隣住民に開放され、地域の生活動線の一部として活用されています。コロナ禍には、保護者が感染し養育困難となった子ども達を旧幼児寮で受け入れ、園が生活費をほぼ全額負担する等、地域の緊急的なニーズにも柔軟に対応しました。また、地域情報誌「タウンニュース（海老名・座間・綾瀬版）」に園の活動やエピソードを定期的に掲載し、施設への理解促進と寄附の呼びかけを行っています。毎年多くの寄附が寄せられており、その多くは近隣住民からの少額の善意によるものです。これらの寄附は、卒園生のアフターケア等に活用されており、地域の支えの下で子どもたちの健やかな成長が支援されています。

3. 【先進的なICT化による省力化と働きやすい職場環境】

園では、48名のこども達を常勤職員19名が3交代制で養育しており、限られた人員での運営を支えるため、ICT化を積極的に導入しています。園内はLANで接続され、書類の作成・共有はパソコン上のシステムで完結。職員会議や寮会議もAIやビジネスコミュニケーションツール（BCT）を活用し、非対面で実施され、議事録も即時共有されています。情報伝達や指示もICTを通じて効率化されています。一方で、理事長室に隣接する事務室では、専門職や主任指導員が常駐し、対面での連携も可能な体制が整っています。こうしたICTの活用により業務の省力化が進み、完全週休二日制・週40時間勤務が確保され、職員からは「残業がない」「休みがしっかり取れる」「自分の時間を大切にできる」といった声が聞かれています。

4. 【こどものリービングケアとアフターケアの取組み】

園では、こども達の自立に向けたリービングケアを早期から意識的に行ってています。小学生から高校生まで、洗濯・掃除・炊事・身の回りの整理・清潔保持等を年齢に応じて主体的に取組めるよう指導しています。高校3年生等卒業を控えたこどもには、食堂棟の並びに設置された2棟のコンテナハウスで自立訓練を実施。自立支援専門相談員が、こども達の意思と計画に基づいた生活を支援しています。アフターケアでは、進路選択の支援に加え、児童相談所やNPO、福祉施設と連携し、奨学金や自立支援事業の活用、福祉的就労・居住支援等を調整。寄附金を活用した就学・生活資金の援助や、旧幼児寮での卒園児の受入れも行っています。卒園後も園とのつながりを大切にし、自立支援専門相談員を中心に寮と連携して卒園生の状況把握に努めています。事業報告書には、平成18年度以降の卒園生約50名の現況が詳細に記録されています。

<改善が求められる点>

1. 【諸課題に対応する中・長期的な計画の必要性】

園が抱える大きな課題は、築 50 年を超える旧児童寮等の老朽建物の建て替えと、児童の入所定員の適正化です。建て替えには 6m 道路の敷設や多額の資金確保が必要であり、定員の見直しには県の認可が求められます。これらは法人理事会でも認識されていますが、3~5 年の短期では解決が難しく、現時点では中・長期計画に明確に位置付けられていません。一方で、人事管理システムの整備や業務効率化、入所児童・人材の確保といった課題は、3~5 年のスパンで取組むことが可能です。また、建物の建て替えや定員適正化も、法人計画に明記することで補助金の確保や行政との調整が進めやすくなります。今後は、これらの課題に対し、より具体的かつ計画的な中・長期ビジョンの策定と実行が期待されます。

令和 7 年度 社会的養護施設第三者評価結果

<全国社会福祉協議会版>

第三者評価受審施設　社会福祉法人 成光福祉会 成光学園	
評価年度	令和 7 年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45 項目）>

I	養育・支援の基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」 「養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組」
II	施設の運営管理 【10】～【27】	「施設長の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な養育・支援の実施 【28】～【45】	「子ども本位の養育・支援」「養育・支援の確保」

<内容評価項目（24 項目）>

A-1	子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援 ①～⑥	「子どもの権利擁護」「権利について理解を促す取組」「生い立ちを振り返る取組」「被措置児童等虐待の防止等」「支援の継続性とアフターケア」
A-2	養育・支援の質の確保 ⑦～⑯	「養育・支援の基本」「食生活」「衣生活」「住生活」「健康と安全」「性に関する教育」「行動上の問題及び問題状況への対応」「心理的ケア」「学習・進学支援、進路支援等」「施設と家族との信頼関係づくり」「親子関係の再構築支援」

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
	評価結果 A

評価の理由

園の理念は「サービス憲章」に明記されており、運営方針と共にパンフレットやホームページを通じて広く周知されています。理念の中心は「児童の最善の利益の追求」であり、運営方針では「明るく衛生的な生活環境のもと、家庭に代わる場として心身の健やかな成長と自立を支援する」ことが掲げられています。この理念は職員の養育活動の指針となっており、日々の支援の振り返りの中で常に意識されています。子どもたちも、職員との関わりを通じて理念への理解を深めています。保護者に対しても、来園時にパンフレットを手渡す等して、理念と方針の周知が図られています。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している

【2】	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
	評価結果 A

評価の理由

理事長は施設長（園長）を兼務しており、神奈川県社会福祉協議会の評議員、県福利協会や座間市社会福祉協議会の理事、児童福祉関連団体の役員等を務めています。これにより、県・市の福祉政策や児童福祉施設の経営状況に精通しています。園長は法人の理事長として経営にも携わり、得られた情報を分析しながら、児童の入所調整による運営費の確保や、アフターケアへの資源活用等、園運営に積極的に反映させています。

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
	評価結果 B

評価の理由

園の主な課題は、①老朽化した建物の建て替え、②入所定員の適正化、③児童の受入増、④職員の人材確保、を挙げています。建物の建て替えには、開発に伴う 6m 道路の敷設や多額の資金確保が必要であり、定員の見直しには県の認可が必要です。これらは法人理事会でも認識されていますが、3~5 年の短期では解決が難しく、具体的な取組には至っていません。一方、「児童の受入増」や「職員の人材確保」については、職員会議で議論が進められ、認識の共有が図られています。現在は、採用活動や PR を通じて人材確保に努めると共に、児童の受け入れも進められています。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
	評価結果 B

評価の理由

園は「大舎制を維持しつつ、日本一の児童養護施設を目指す」というビジョンを掲げ、その実現に向けた「サービス憲章」に基づいて児童養護を行っています。一方、運営面では、老朽化した建物の建て替え、入所定員の適正化、児童の受入増、人材確保といった課題を抱えており、法人理事会でも認識されています。特に建物の建て替えや定員の見直しは、3~5年の短期では対応が難しく、現時点では中・長期計画に明記されていません。一方で、人事管理システムの整備、業務効率化、児童・人材の確保等は、3~5年のスパンで取組むことが可能です。建て替えや定員適正化についても、法人計画に位置付けることで補助金の確保や行政との調整が進めやすくなります。今後は、これらの課題に対し、長期的な視点で具体的かつ計画的な取組みを進めていくことが期待されます。

【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
	評価結果 B

評価の理由

中・長期計画に直接基づくものではありませんが、ビジョンや運営方針に基づき、毎年度事業計画が策定されています。事業計画は、I「支援内容（サービス）のソフトウェアに関する事項」と、II「支援内容のコスト等に関する事項」の2本柱で構成されています。Iでは、学童寮1・2Fの体制や支援概要、「各委員会」や「各会議」の概要を含む20項目の事業方針・内容が記載されています。IIは主に施設整備に関する内容です。いずれも具体的で、年度末には実施状況を把握できる構成となっています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
	評価結果 A

評価の理由

事業計画の実施結果は毎年度把握され、事業報告書としてまとめられています。支援部門・管理部門の計画は各担当者が作成し、実施状況を評価・報告すると共に、その結果を次年度の計画に反映しています。また、園では人権、研修、生活、性教育等の課題に取組む各種委員会が、活動計画の策定・評価・見直しを行っています。事業計画は職員への周知を目的に回覧されています。

【7】	I－3－(2)－② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している
-----	--

評価結果 B

評価の理由

事業計画は園内に配架されておらず、子どもや保護者への直接的な説明も行われていません。但し、権利擁護、アフターケア、「より良い生活のためのアンケート」、性教育、感染症予防等、子どもに関わる内容や主要行事については抽出・工夫され、「生活会議」等で説明されています。面会可能な保護者にも、面会時等に同様の説明が行われています。事業計画・事業報告は園の事業を網羅し、簡潔にまとめられており、園の理解に有効な資料です。ファイル化して玄関や事務室に備え、子ども・保護者・来訪者が閲覧できるようにすると、さらに効果的です。

I－4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	II－4－(1)－① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
-----	--

評価結果 A

評価の理由

子どもの自立支援計画に基づく支援は、日々の記録を通じて主任児童員等の管理者が把握し、PDCA サイクルに沿って評価・改善が行われています。職員には、園長・主任・家庭支援専門相談員によるスーパーバイズや OJT が適宜実施されています。また、全国児童養護施設協議会の「人権擁護のためのチェックリスト（施設版・個人版）」を活用し、園及び職員の自己評価と改善に毎年取組んでいます。さらに、3 年ごとに第三者評価も実施されています。

【9】	II－4－(1)－② 評価結果にもとづき施設として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
-----	--

評価結果 A

評価の理由

園・職員の自己評価で明らかになった課題は、園長、事務長、専門職、寮主任指導員による定例ミーティングで協議され、事業計画に反映する形で改善が進められています。改善内容は回覧や BCT を通じて職員に周知されています。第三者評価の結果についても同様に検討・改善が行われており、前回の評価で提案された「組織担当不在時のサポート体制」「運動大会の再開」「ボランティア活動の再開」「性教育の取組み」等、全ての課題に対して改善が図られています。

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
	評価結果 A

評価の理由

「運営・管理に関する規程」では、「組織」及び「職務分掌」を定め、園長が園全体の管理・運営責任者であることを明記しています。また、職務分掌と組織図により、指揮命令系統と権限の委任関係を明確にしています。園長は、毎年度初めの職員全体会議や随時の機会に、運営方針や子どもの養護に関する自身の考えを職員に伝えています。さらに、地域情報誌「タウンニュース（海老名・座間・綾瀬版）」に、園の取組やエピソード、児童養護に対する信念等を定期的に掲載し、保護者・職員・地域住民に園や児童養護施設の情況を広く周知を図っています。

【11】	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

園長は法人理事長を兼ね、本園での長年の経験を有し、園運営に必要な法令に精通しています。福祉制度や法令の改正情報は、全国児童養護施設協議会、神奈川県、各種協議会等を通じて迅速に入手しています。また、法人が委嘱する税理士・社会保険労務士や、理事である弁護士から、税務・労務・法務に関する情報も得ています。これらの情報は、BCT や定例ミーティングを通じて職員に周知されています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている

【12】	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している
	評価結果 A

評価の理由

園長は、施設機能・職員の能力・予算等の園内資源を踏まえ、専門職の確保、職員配置、リーダー層の育成を通じて養育・支援体制の強化に継続的に取組んでいます。定例ミーティングや BCT を活用した職員会議、カンファレンス等に参加し、スーパーバイズを通じて職員のスキル向上を支援しています。また、園及び職員の自己評価結果を下に、定例ミーティングで職員の質の向上を検討・改善しています。さらに、毎年主任による職員面接を実施し、業務状況や課題・要望を把握した上で、研修派遣等によるスキルアップを促進し、組織力の向上に指導力を発揮しています。

【13】	II-2-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
------	--

評価結果 A

評価の理由

園長は、重層的な運営体系を整備し、直属の定例ミーティングや職員会議に加え、「援助方針会議」や「性教育」「研修」「援助改善」「人権擁護」「生活」の5つの委員会を設置し、各組織に責任を持たせて実効性の確保を図っています。組織の責任者には権限を委任し、必要に応じてスーパーバイズを行うことで、業務の質を高めています。さらに、働き方改革としてBCTやAIの導入等ICT化を推進し、現体制の中で完全週休二日制・週40時間労働を実現しています。

II-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
------	--

評価結果 A

評価の理由

園では、福祉人材の確保と定着に向けた方策が明確に示されています。人材確保においては、ホームページに求人案内サイトを設置し、働き方改革の取組みとその意義を園長のメッセージとして発信しています。また、保育実習の機会を活用して養成校に直接働きかける他、就職相談会にも参加し、積極的に人材確保を図っています。定着に向けては、ICT化によるワークライフバランスの実現を推進。新採用職員にはベテラン職員が丁寧なOJTを行い、さらにサービス憲章に基づく「こども支援マニュアル」に沿って主任指導員や専門職がOJTを実施する等、育成と定着を重視した体制が整えられています。

【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている
------	----------------------------

評価結果 B

評価の理由

「サービス憲章」を具体化する行動指針として「こども支援マニュアル」を整備しています。マニュアルは「児童の理解」「支援方針・生活環境の構築」「チーム補完（チームアプローチ）」の3本柱で構成され、それぞれに「施設全体」「個別支援方針」の観点から、職員に求められる水準をチェックリスト形式で示しています。この水準を満たすことが「期待する職員像」とされます。人事基準としては、経験年数に応じたスキル取得を明示した「キャリアパス」がありますが、現状では人事考課への活用はされていません。今後は、「期待する職員像」と「キャリアパス」を基盤に、職種・職位ごとの職責、業務姿勢、組織力、知識・能力・技術等の水準や、経験年数・研修・資格等の達成手段を明確にした「人事基準」の整備が求められます。さらに、「目標管理シート」を活用し、職員・上司・管理者が年度当初・中間・年度末（少なくとも中間と、年度当初または年度末）に目標達成度を評価し、その結果を職員のステップアップや待遇に反映する、分かりやすい人事管理の仕組みづくりが必要です。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

園では、職員が仕事と自由時間を自律的に管理できる職場環境を重視しています。書類のデータベース化、AIの導入、BCTによる会議の効率化、勤怠管理システムの導入等、先進的なICT化を推進し、完全週休二日制・週40時間勤務を実現。これにより、職員の働く意欲向上と職場環境の改善に取組んでいます。毎年、主任指導員が職員面接を行い、就業状況や意向を把握すると共に、隨時相談や助言を行っています。また、「援助改善委員会」が職員の要望に対応し、職場環境の改善に寄与しています。園の特徴として、各種委員会を活用し、職員のモチベーション向上と風通しの良い職場づくりを進め、園運営への参加意識を高めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

園では、職員の研修受講歴を把握し、職種・経験・能力に応じた育成計画を立てて研修を推進しています。特に、職員待遇加算の対象となる8分野のスキルアップ研修については、個別の研修計画に組み込み、順次受講を推奨しています。OJTによる育成も重視しており、新採用職員にはベテラン職員が丁寧に指導を行います。サービス憲章、児童援助指針、こども支援マニュアルを活用し、職員の支援マインドと技術の向上を図っています。なお、【15】で示したように、目標管理の仕組みを構築することで、育成と評価の連動が可能となり、より効果的な人材育成が期待されます。

【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

園では、子どもの養育・支援に関する基本方針と具体的な実施方法として、「サービス憲章」「児童援助指針」「こども支援マニュアル」を整備し、職員のガイドラインとしています。これらを活用した自己研鑽やOJTを通じて、職員の支援マインドとスキルの向上を図っています。「こども支援マニュアル」は「期待する職員像」の指針ともなっており、キャリアパスに基づき、スキルアップ研修への積極的な派遣を行っています。毎年度、「新任」「中堅」向けの園内研修計画を策定し、体系的な人材育成を推進しています。さらに、主任指導員の指導力向上を目的に、2か月に1回、大学教授によるスーパーバイズを受ける等、組織力の強化に向けた戦略的な取組も行っています。

【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
	評価結果 B

評価の理由

職員が希望する外部研修を毎年少なくとも1回受講できる機会を設けています。新採用職員には、ベテラン職員による丁寧なOJTを通じた育成が行われています。園内研修は計画的に実施されていますが、職員体制の都合により集合研修や研修時間の確保が難しく、実施回数は限られています。そのため、動画やオンライン研修等多様なツールの活用を工夫し、職員のニーズに応じた研修の計画的かつ確実な実施が求められます。

(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
	評価結果 A

評価の理由

事業計画に「実習生の受け入れについての概要」を掲げ、積極的に実習生の受け入れを行っています。「実習生受け入れマニュアル」を整備し、事務員が受け入れ調整を担当。児童寮1・2階の主任指導員2名が、保育士と連携しながら「オリエンテーション」から「最終実習反省会」まで助言・指導を行う体制が整っています。受け入れ分野は保育、社会福祉士、公認心理士、看護師等幅広く、実習カリキュラムは養成校の希望に応じて実施。1・2階合わせて一度に最大4名まで受け入れ可能で、令和6年度は保育実習31名、看護実習2名の計33名を受け入れました。

II-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
	評価結果 A

評価の理由

法人のホームページでは、学園案内（施設概要）、運営方針、年間行事、施設の歴史、児童養護施設の説明、法人概要（基本情報・事業・組織）、アクセス、求人案内、ご寄付のお願い等を掲載し、広く情報発信を行っています。定款、役員報酬規程、決算報告書、社会福祉法人現況報告書等の情報公開も行われています。また、全国社会福祉協議会のWAM NETからも、法人の現況報告書や各種計算書類の閲覧・入手が可能です。ホームページのお知らせ欄では、「集団養育でたくましく」と題した福祉新聞記事にアクセスでき、大舎制を重視する園の考え方を理解する手がかりとなっています。園のパンフレットは、見学者・入所希望者・児童相談所等関係機関に配布されており、毎年度の事業計画・事業報告も一般配布はしていないものの、関係機関には提供され、事業の実施状況が明確に示されています。

【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
	評価結果 A

評価の理由

園では、事務長と庶務担当による体制が整備され、運営・管理に関する各種規程（理事長権限規定、経理規程、賃金規程等）に基づき、予算執行や契約事務が適正に行われています。経理事務は、外部会計士による毎月のチェックにより、適正化と効率化が図られています。決算時には、会計専門の監事による監査も実施されています。経営方針や課題については、園長（理事長）、事務長、主任等による定例ミーティングで協議され、理事会に上程されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	II-4-(1)-① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

園は自治会に加入し、こども会の行事や夏祭り、座間坂道マラソン、市民健康マラソン、座間市中学校区ふれあいまつり、商店街のラーメン招待等、地域行事に積極的に参加し、住民との交流を深めています。コロナ禍で中止していた運動大会も再開され、地域の小学生との交流も復活しています。また、学習ボランティア、福祉ふれあい体験学生、実習生等、こどもと関わるボランティアの受入れを行い、子どもの社会体験の機会として高校生のアルバイトも認めています。友人との交流については、感染対策のため園訪問は中止していますが、中学生以上は友人宅への訪問が可能です。さらに、地域情報誌で園や児童養護施設の紹介を積極的に行うことで、地域の理解を促進し、地域に開かれた園として、こどもたちとの交流の円滑化に貢献しています。

【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
	評価結果 A

評価の理由

事業計画に「ボランティア活動・職業体験の受入れの概要」を明記し、ホームページのお知らせ欄への掲載や、募集チラシの実習生養成校への配布を通じて、積極的な受入れを行っています。受けに際しては、「ボランティア受入のしおり」を整備し、学童寮1・2階の主任指導員が窓口となって対応。受入れ情報はBCTを通じて職員間で共有され、円滑な体制が構築されています。活動内容は、理容、学習支援、遊び、書道、スポーツ、リクリエーション、招待行事等多岐にわたり、こどもたちとの豊かな交流の機会が提供されています。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの支援や保護者の相談に必要な関係機関のリストを整備し、事務室に常備しています。児童相談所、座間市、地域療育センター等との連携体制が確立されており、必要時には迅速な対応が可能です。児童相談所や小・中学校との業務連絡会は、必要に応じて頻繁に開催されており、情報共有と連携が図られています。また、市要保護児童対策協議会への参画、神奈川県児童福祉施設協議会や同県児童福祉施設職員研究会等を通じて、関係機関・施設間の連携も強化されています。さらに、知的等障害がある子どもの増加に対応し、障害福祉・生活保護の担当セクションや、あすなろサポートステーションとのネットワーク化も進められています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

地域の福祉ニーズを的確に把握するため、県央・県北地域の児童福祉施設と児童相談所との連絡協議会、厚木児童相談所や小・中学校との業務連絡会、座間市社会福祉協議会、神奈川県児童福祉施設職員研究会、座間市要保護児童対策協議会等、幅広い地域ネットワーク会議に参加し、カンファレンスや情報交換を通じて連携を図っています。また、見学者の受入れを通じて、直接相談を受けたり、地域住民の福祉ニーズを聴取する機会を設ける等、地域に根差した支援体制の構築に努めています。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 A	

評価の理由

園では、事業計画に実習生・ボランティア・職業体験の受入れを位置付け、毎年多数の受入れを実施しています。地域との協働を重視し、児童養護施設への理解促進を地域情報誌を通じて積極的に行ってています。地域貢献として、最寄り駅への近道として園路を歩行者に開放し、コロナ禍では保護者が罹患し養育困難となった地域の子どもをほぼ自費で受入れる等、柔軟な対応を行いました。災害時には、コンテナ型循環システムトイレや施設内の井戸を、子どもたちの生活に支障のない範囲で地域住民に開放する体制も整えています。また、「援助改善委員会」を設置し、児童・保護者・職員に加え地域住民からの苦情や要望にも対応。旧幼児寮は卒園児のアフターケアに活用し、1階部分は神奈川県綾瀬児童相談所の建て替えに伴う一時保護所として暫定提供する等、地域福祉の担い手としての役割を果たしています。

III-1 子ども本位の福祉サービス

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている

【28】	III-1-(1)-①　こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解を持つための取組を行っている
------	---

評価結果 A

評価の理由

園では、子どものプライバシー保護、体罰の禁止、自由な意見表明の機会保障を基本とした「サービス憲章」を整備しています。これを具体化するため、「子ども支援マニュアル」を策定し、子どもの理解を深めながらチームアプローチによる支援と生活環境の整備を行っています。職員は、支援マニュアルに基づいた支援が行われているかを「子ども支援マニュアルチェックリスト」により定期的に振り返り、人権擁護委員会による周知・徹底も実施されています。子どもの意見表明の場として、「小学生生活委員会」「中高生生活委員会」を原則毎月開催し、生活改善や意見の吸い上げを行っています。また、全児童を対象に年3回「より良い生活のためのヒアリング」を実施し、子どもが選んだ職員との対話を通じて意見を聴取しています。さらに、神奈川県の「子どもの意見表明事業」にも参加し、希望することもがアドボケイト（子どもの権利の代弁者）との面談を行う機会を設ける等、権利保障と参加促進に力を入れています。

【29】	III-1-(1)-②　子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている
------	---

評価結果 A

評価の理由

園では、サービス憲章の基本事項の一つとして「子どものプライバシー保護」を掲げています。子ども支援マニュアルに基づき、居室への無断入室の禁止や性教育の実施等、プライバシー尊重の姿勢を徹底しています。学園生活の案内にも「手紙の内容を勝手に見られることはない」等の記載があり、子どもへの説明を通じて理解を促しています。入所時には、子どもの写真の広報等への掲載可否を保護者・本人に確認する等、ソフト面でのプライバシー保護が厳格に運用されています。居室は個室の他、2人部屋・4人部屋があり、小学生は4人部屋、中学生は2人部屋で生活しています。ハード面でのプライバシー確保には限界があるものの、園は「集団の和」を重視し、「集団養育でたくましく」を養育方針としており、この方針は生活委員会を通じて子どもの理解を得ながら運用されています。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	III-1-(2)-① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している
評価結果 A	

評価の理由

ホームページに運営方針をはじめ、施設概要、年間行事、施設の歴史、児童養護施設の存在意義、法人の概要等を分かりやすく掲載し、地域や関係者への情報発信を行っています。検索結果には、児童養護施設「成光学園」の見学リポートや、大舎制に関する取材記事「集団生活でたくましく」が並列して表示され、施設機能や支援内容、養育方針が理解しやすく紹介されています。取材記事では園の養育の考え方方が理解できます。また、ホームページと同様の内容を写真や図でまとめたパンフレットを作成し、座間市や児童相談所に備える他、入所希望者や見学者に配布しています。園見学はホームページ等で受付け、通学時間を避けた子どもの不在時に、児童寮の主任指導員がパンフレットや学園生活の案内を用いて丁寧に対応しています。

【31】	III-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している
評価結果 A	

評価の理由

入所するこどもや保護者に対し、養育・支援内容を丁寧に説明するため、「園のパンフレット」と「学園生活の案内」を活用しています。パンフレットはビジュアルを多用し、分かりやすく構成されていますが、特に「学園生活の案内」は、こどもに寄り添った内容となっており、園生活全般について Q&A 形式で 33 項目にわたり解説。入所児童や職員のこと、日課、行事、通学、権利擁護等、こどもが不安に感じやすい点を丁寧に説明しています。案内の末尾には、「わからないことや心配なことがあれば、遠慮なく職員や児童相談所の先生に聞いてください」と記載し、こどもが安心して質問できる環境づくりにも配慮しています。さらに、小学校低学年の方にも理解しやすいよう、ひらがなルビを付した案内の作成も予定しており、年齢や発達段階に応じた情報提供が進められています。

【32】	III-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 A	

評価の理由

「入退所マニュアル」を整備し、退所時には「退所・退所日からの書類のプロセス」に基づいて必要書類の準備・作成を行っています。退所手続きは児童相談所が主導し、園では児童手当や小遣等の預り金を整理し、保護者や未成年後見人に手交、受領証を取得する等、他の児童養護施設と同様の対応を行っています。措置変更による退所の場合は、移行先施設と自立支援計画に基づいた引継ぎを行い、必要に応じてカンファレンス記録等の文書も手交しています。保護者や未成年後見人に対しては、退所後の連絡・窓口等を記載した書類の交付は行っていませんが、自立に向けて退所するこどもには、主任指導員との連絡先を交換し、いつでも相談や来園ができるよう、退所前・退所時に丁寧に伝えています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている

【33】	III-1-(3)-① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
------	---

	評価結果 A
--	--------

評価の理由

園では、子どもの生活の質向上を目的に、意見や要望を聞く複数の機会と組織を設けています。苦情や要望には「援助改善委員会」が対応し、意見箱の内容も含めて協議しています。「小学生生活委員会」「中高生生活委員会」は月1回開催され、子どもと職員が生活ルールや行事について話し合います。また、年3回の「より良い生活のためのヒアリング」では、子どもが選んだ職員と個別に対話し、神奈川県の意見表明事業にも希望者が参加しています。さらに、大規模遊園地への外出、招待行事（サッカー、海辺の別荘等）、児童養護施設間・地域とのスポーツ交流等、多彩なリクリエーション活動を通じて、子どもの生活に潤いと刺激を与え、主体的な参加と安心できる環境づくりが進められています。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
------	---------------------------------------

	評価結果 A
--	--------

評価の理由

園では、各棟の主任を苦情相談窓口、園長を苦情解決責任者とし、外部の第三者委員として「かながわこどもサポート」を委嘱する苦情解決体制を整備し、園内掲示で周知しています。児童寮各階には意見箱を設置していますが、「生活委員会」や「より良い生活のためのヒアリング」等、子どもの意見表明の機会が充実しているため、利用は少数にとどまります。意見箱に寄せられた苦情や要望等はBCTで職員に共有され、「援助改善委員会」で対応が検討されます。苦情内容は原則公表を前提としていますが、第三者委員に至る前に解決されるため、近年の公表事例はありません。

【35】	III-1-(4)-② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している
------	---

	評価結果 A
--	--------

評価の理由

園では、サービス憲章に「自由に意見表明できる機会の保障」を掲げ、入所時に担当職員を伝え、いつでも相談できることを説明しています。「学園の生活の案内」も交付し、不安や疑問があれば職員や児童相談所に相談するよう促しています。個別相談には旧幼児棟の会議室を活用し、年3回の「より良い生活のためのヒアリング」では、子どもが選んだ職員と対話する機会を設ける等、子どもが意見を述べやすい環境づくりに努めています。

【36】	III-1-(4)-③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
------	--

評価結果 B

評価の理由

こどもからの相談や意見は、「より良い生活のためのヒアリング」や「生活委員会」、投書箱等を通じて受け付け、BCTで園内に周知し迅速な対応に努めています。即時対応が難しい場合は主任指導員や園長に報告し、必要に応じて「援助改善委員会」で検討の上、毎月開催される定例ミーティングで協議し、結果をこどもに伝えています。令和6年度の意見箱への投書は1件で、事業報告書に記載すると共に、意見箱の再周知を行いました。対応手順は職員間で共有されていますが、今後は「苦情・相談対応マニュアル」の策定によるさらなる周知徹底が望れます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている

【37】	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
------	---

評価結果 A

評価の理由

園では、サービス憲章の基本理念「利用者が安心して生活できる環境の確保」を具体化するため、リスクマネジメントマニュアルを策定し、園長を責任者とする体制を整えています。ヒヤリハット・事故報告書は記載・提出しやすい様式を採用し、再発防止策と共に集積・周知され、体制が機能しています。安全計画に基づき担当者を定め、チェックリストで安全確認を実施。事故・けが・人権侵害に対応する「危機管理システム」や、不審者対応、スポーツ事故、公用車事故、救急法等のマニュアルも整備され、夜間・非常時の連絡体制も確保する等、危機管理を重視した運営が行われています。

【38】	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
------	---

評価結果 A

評価の理由

園では、コロナウイルス感染の経験を踏まえ、感染症対応に特に注力しています。新型コロナや疥癬等に対応した感染症マニュアルを整備し、嘔吐処理等を想定した実習を毎年OJTで実施しています。コロナ禍以降は「感染しない・広めない」を合言葉に、こどもと職員の毎日の検温を継続しています。感染症発生時にはBCTで情報共有し、マニュアルに基づき迅速に対応。旧幼児寮を隔離スペースとして活用できる体制も整っており、柔軟な対応が可能です。なお、前回の第三者評価で提案のあった疥癬対応マニュアルも既に策定済です。

【39】	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
	評価結果 A

評価の理由

防災担当を定め、毎月の火災避難・消防訓練、年2回の夜間避難訓練、年1回の地震訓練を実施しています。夜間訓練は消防設備業者立会いの下、設備点検（作動確認・非常ベル音量等）も兼ねて行われています。災害時の非常食は子どもと職員の1週間分をローリングストックし、災害用器具・医薬品は防災倉庫に期限明記の上保管しています。地震対策・地震発生時対策マニュアル、火災発生時の対応マニュアルを整備し、役割・手順はフローチャートで寮内に掲示。断水時に備えた循環型トイレも設置済です。今後は、発災前後の対応や業務再開手順を含む「業務継続計画(BCP)」の策定が望まれ、感染症のBCPと併せて策定されると良いでしょう。

III-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援について標準的な実施方法が確立している

【40】	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている
	評価結果 A

評価の理由

園では、「入所児童が明るく衛生的な環境のもとで、家庭に代わる場所として心身ともに健やかに育ち、将来社会人として立派に自立できるよう育成する」ことを目的に、「サービス憲章」を掲げています。これに基づき、「児童援助指針」「こども支援マニュアル」とあわせた3本柱で養育支援を行っています。支援マニュアルは、「自立支援・日常生活」「学習」「社会性」「経済理念」「自立支援・家族」「自立支援・専門機能」「退所」「アフターケア」「評価・情報開示・苦情対応」等を網羅し、採用時研修や日常のOJTを通じて職員に浸透しています。日々の支援や自立支援計画の策定にも活用されています。

【41】	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
	評価結果 B

評価の理由

感染症やリスクマネジメント等の危機管理マニュアルは、担当者が必要に応じて、少なくとも年1回見直しを行っています。一方で、基幹的マニュアルや運営・管理規程類には、改定履歴が不明確なものもあり、見直しが十分でないケースが見受けられます。今後は、子どもの養育支援に関するマニュアル・規程類について、関係委員会や担当セクションで定期的に確認・改定を行い、改定年月日を明示する取組みが望されます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている

【42】	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している
	評価結果 A

評価の理由

自立支援計画の策定・管理責任者を家庭支援専門相談員とし、マニュアルに基づいて作成方法と手順を明確化しています。支援計画票に加え、支援計画基本表・支援計画課題別表を用いて実行性を高めています。また、入所時には、児童相談所の情報を下に、子どもの心身の状態、成育の状況等を踏まえ、こどもや保護者へのヒアリングを経てアセスメントを実施。寮の指導員・担当保育士が中心となり、必要に応じて専門職も参加します。入所後も1年以内にアセスメントを行い、原案を調整・検討した上で園長の承認を得て自立支援計画を策定。児童相談所の了承後、こどもと保護者に説明し同意を得ています。

【43】	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている
	評価結果 A

評価の理由

自立支援計画マニュアルに基づき、PDCAサイクルに沿って計画の見直しを行っています。アセスメントは寮の指導員と担当保育士が中心となり、必要に応じて家庭支援専門相談員や児童相談所の職員も参加します。アセスメントは少なくとも年1回実施され、見直された計画は児童相談所との連絡会を経て正式決定されます。自立支援計画票には、児童・保護者・関係職員の意見欄があり、専門的見地や本人・保護者の意向が反映されます。支援が困難な場合は児童相談所とケース会議を行い、合意内容を計画に反映。計画は定期的または必要に応じて見直されています。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている

【44】	III-2-(3)-① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
	評価結果 A

評価の理由

児童基礎情報シートや養育状況報告、ケース記録等を記録種別ごとにデータベース化し、適切に管理しています。自立支援計画については、誰でも理解できるよう作成方法を自立支援計画マニュアルに明記し、「目標」「方針」「方法」の定義や記載ポイントを示しています。計画は寮・組の指導員と担当保育士が原案を作成し、主任指導員と家庭支援専門相談員による約1か月の調整を経て園案となり、記録の質を重視した体制が整えられています。新任職員には記録の書き方を研修・OJTで教育し、園内でのラインを通じて記録を共有しています。不適切な記載には専門職や管理職が修正指導を行う等、記録の正確性と一貫性が保たれています。

【45】	III-2-(3)-② こどもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果	B
評価の理由	

個人情報保護法等を遵守し、就業規則に「守秘義務」や「業務上の写真撮影禁止」を明記し、パソコンでの厳正な情報の取り扱いも定めています。入職時には守秘義務誓約書を提出し、違反時は懲戒対象としています。情報公開取扱い規程も整備され、適正な情報管理を実施しています。データはセキュリティ保護されたデータベースで管理し、紙書類は鍵付きロッカーや倉庫で厳重に保管し、廃棄文書はシュレッダー処理後、業者に委託しています。なお、個人情報保護関連規程は体系化されておらず、個人情報保護の目的や利用・開示の手続き、担当部門等を明示した法人としてのプライバシーポリシーの公開が期待されます。

内容評価 A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A－1－(1) 子どもの権利擁護

【A①】	A－1－(1)－① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている
	評価結果 A

評価の理由

【40】に記載の「サービス憲章」「児童援助指針」「こども支援マニュアル」に基づき、子どもの権利擁護を第一に捉えた養育支援が組織的に実施されています。入所時または理解可能な年齢の児童に「子どもの権利ノート」を必ず説明し、毎年、全国児童養護施設協議会の人権チェックリストを用いて職員の振り返りを行っています。性教育の実施に際しても、職員はこどもとの関わりを見直しています。子どもの意見表明支援として、年3回、こどもが選んだ職員による「より良い生活のためのヒアリング」を全児童対象に実施し、県の「子どもの意見表明事業」にも参加しています。今回の利用者（こども）アンケートでは「施設の大人たちから、あなたは大切にされていると感じますか」の問い合わせに対し、「はい」83%、「いいえ」0%という結果からも、子どもの権利擁護が実践されていることが窺えます。

A－1－(2) 権利について理解を促す取組

【A②】	A－1－(2)－① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している
	評価結果 A

評価の理由

こどもは入所時に児童相談所のケースワーカーから「権利ノート」に基づき、自他の権利擁護の重要性について説明を受けています。入所後も個別説明や生活委員会を通じて、職員がその趣旨や自他の権利の尊重・擁護の意義を伝えています。また、「より良い生活のためのヒアリング」や「性教育プログラム」を通して、命の尊厳や思いやり、人権意識、社会規範等について教育を行っています。園では集団の和を重視し、温かい人間関係の醸成に努めています。中舎制の生活や多様な行事・スポーツ等の集団活動を通じて、仲間意識や年長児と年少児の間に兄弟姉妹のような関係が育まれています。

A－1－(3) 生い立ちを振り返る取組

【A③】	A－1－(3)－① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

ライフストーリーワークは、各寮の組単位で会議を行い、伝達の時期・内容・子どもの状況を職員間で共有しています。園内ではBCTを通じて情報共有を行っています。ライフヒストリーは主に児童相談所が伝えていますが、園内で伝達が適切と判断された場合は、児童相談所と連携し、タイミングや内容等を調整して実施しています。伝達後は、臨床心理士資格を有する家庭支援専門相談員と担当保育士を中心に、園全体で心のケアに取組んでいます。また、子どもの成長は写真で記録し、アルバムに整理しています。子どもと職員が共に生い立ちを振り返る機会を適宜設け、アルバムの充実にも努めています。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

【A④】	A-1-(4)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取組んでいる
	評価結果 B

評価の理由

サービス憲章では「体罰の禁止」を基本事項に掲げ、「被措置児童虐待防止マニュアル」や「危機管理システム」を整備し、職員による不適切な関わりの防止に努めています。こどもには「権利ノート」を通じて自己防衛の方法や通報先を伝え、年3回の「より良い生活のためのヒアリング」や「性教育プログラム」を通じて、職員も関わり方を振り返る機会を設けています。また、苦情解決の仕組みの掲示や意見箱の設置、温かい人間関係の醸成により、こどもが安心して訴え易い環境づくりを推進しています。日常の養育支援でも、不適切な言動があれば職員同士で注意し合い、再発防止に努めています。一方で、職員就業規則第4章「服務心得」には「虐待」の明示がなく、第61条第2号、第62条第9号における規程は懲戒規定に含まれるかは不明瞭です。職員の意識化や処分の根拠規定を明確にするためにも、職員就業規則の第4章に「利用者虐待の禁止」を位置付け、虐待を懲戒事由として厳正に対処することを明記されることが望まれます。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

【A⑤】	A-1-(5)-① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている
	評価結果 A

評価の理由

こどもの入所時には、児童相談所から子どもの特性等を把握し、適切な支援が行えるよう担当を決定する等養育体制を整え、不安なくこどもが園生活を始められるよう配慮しています。入所の事前見学・説明にも対応しています。保護者や他施設にいる兄弟姉妹との交流、入所前の友人との関係継続にも配慮しています。卒園児には進路や生活面について十分話し合い、資金面の準備等も含めて安心して進路選択ができるよう支援しています。アフターケアにも力を入れており、卒園児がクラブ活動等で頻繁に来所することで、入所児童の卒園後への不安軽減にもつながっています。

【A⑥】	A-1-(5)-② こどもの安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取組んでいる
	評価結果 A

評価の理由

炊事・洗濯・掃除等の生活習慣や契約・金銭管理等の社会的スキルは、こどもが社会に出て困らないよう、小・中学生の内から実地経験を通じて身に付けられるよう指導しています。高校3年生には、コンテナハウスを活用した自立訓練室を2棟設け、生活力の向上を図っています。親子関係の再構築が見込まれる場合には、親子訓練室を活用しています。アフターケアは事業計画に位置付けられ、自立支援専門相談員が卒園生の情報を集約し、在園時の指導員と連携して、卒園生のニーズに応じて地域資源も活用しながら必要な支援を行っています。卒園生の情報は電子データ化され、職員間で共有されています。また、ホームページや地域情報誌を通じて寄附を募り、生活援助資金に充てています。平成18年度以降の50名超の卒園生の生活状況を把握し、事業報告書にも掲載しています。卒園児が来園した際には園全体で歓迎し、訪れやすい環境づくりに努めています。

内容評価 A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

【A⑦】	A-2-(1)-① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている
	評価結果 A

評価の理由

こども支援マニュアルでは、「児童の理解」「支援方針・生活環境の整備」「チームアプローチ」を基本事項として位置付け、支援マニュアルに沿った支援を実施しています。養育は保育士が担当し、指導や権利擁護に関する対外調整は指導員が担う等、役割分担のもとチームで子どものニーズに応じた養育・支援を行っています。入所時や入所後のアセスメントを通じて、子どもの感情・言動・ニーズ等を把握し、BCT、ケースファイル、日常記録、子どものヒアリング等を活用して職員間で共有し、統一した支援を図っています。職員からは「精神的な面で閉じこもる傾向のあるこどもに寄り添い、馴染みやすい雰囲気づくりをチームで心がけている」との声も聞かれました。

【A⑧】	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活を営むことを通してなされるよう養育・支援している
	評価結果 A

評価の理由

「小学生生活委員会」「中高生生活委員会」を原則毎月開催し、生活ルールや生活環境の改善、行事の企画・運営について協議すると共に、子どもの意見や要望を吸い上げる場としています。こうした主体性を尊重する取組や、「より良い生活のためのヒアリング」を通して、子どもの欲求の充足が図られています。利用者（こども）アンケートでは、「この施設は、暮らしやすく、安心して生活できますか」の問い合わせに対し、「はい」が83%と高く、日常生活への満足度の高さが窺えました。個別ヒアリングでも同様の傾向が見られました。

【A⑨】	A-2-(1)-③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している
	評価結果 A

評価の理由

「小学生生活委員会」、「中高生生活委員会」を設け、子どもの意見を聴取しながら職員と共に生活課題を検討しています。委員会活動を通じて、子どもが生活ルールの決定に参画することで、納得の上で主体的な生活を営んでいます。掃除、洗濯等も役割を持たせ、自立に向けたスキル習得を促しています。また、「より良い生活のためのヒアリング」では、子どもが自身の生活を振り返る機会を提供しています。職員からは、「認めるべき点は認め、ダメなことは明確に伝えて上で、集団生活の中で自分の意志を考えさせている。進路も子ども自身が十分に考え、最終的に選択できるよう支援している」との声が聞かれました。

【A⑩】	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保証している
評価結果 A	

評価の理由

子どもの遊びの場としてグランドを整備し、サッカー・バスケットボールのクラブを設ける他、座間市や児童養護施設間のスポーツ行事に積極的に参加し、体力向上とチームワークの醸成を図っています。実習生やボランティアの協力により、遊びや学習の充実にも努めています。ゲームや図書の寄贈も多く、日常的に活用されています。学習意欲のある子どもは学習ボランティアを活用し、中学生は中学2年生から学習塾の利用が可能です。

【A⑪】	A-2-(1)-⑤ 発達の営みを通して、基本的習慣を確立すると共に、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している
評価結果 A	

評価の理由

サービス憲章に基づく支援マニュアルに沿って、子どもの年齢や能力に応じた養育・支援を行い、日常生活の自立、社会性、経済的な考え方の習得を促しています。買い物・外出・通院等の機会を活用し、マナー等社会的規範の実践も重視しています。生活委員会や性教育を通じて、自己肯定感や自己防衛意識の醸成を図り、ソーシャルスキルの習得を目的にアルバイトを推奨しています。携帯電話の契約やSNSの使い方等、トラブル回避に向けた知識の提供にも努めています。

A-2- (2) 食生活

【A⑫】	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している
評価結果 A	

評価の理由

園では温かい人間関係の醸成を重視し、朝夕の食事は基本的に食堂で子どもと職員が一堂に会し、和やかな雰囲気の中で食事を楽しんでいます。毎月の誕生会では子どものリクエストメニューを取り入れ、行事食や郷土料理、季節感のある献立も工夫されています。家庭的な食事体験として、月1回、各寮・各組で子どもと職員がメニューを考え炊事を実施しています。職員が調理を担いつつ、料理に興味のある子どもが手伝うことで、コミュニケーションの促進と生活スキルの向上につながっています。学校のクラブ活動に応じた早ご飯対応や食事の取り置きも行っています。さらに、食育計画に基づき、小学生・中高生にそれぞれに応じた食育目標を設定し、食事マナーや季節野菜の栽培等を通じて、健全な食習慣の定着を支援しています。

A-2- (3) 衣生活

【A⑬】	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している
評価結果 B	

評価の理由

他の児童養護施設と同様に、学齢に応じた被服費を予算化し、店頭やネットを活用して衣類を購入しています。高校生は自分で衣類を購入し、小学生等は職員が同行して支援しています。衣類は基本的に子ども自身が選びますが、季節や場面に応じた適切な着用、洗濯・整理整頓等の清潔保持についても指導しています。また、アイロンがけ等を子どもの前で行い、洗濯等の生活スキルを伝えることで、衣習慣の定着を促しています。

A-2-(4) 住生活

【A⑭】	A-2-(4)-① 居住等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となる ようにこども一人ひとりの居場所を確保している
評価結果 A	

評価の理由

学童寮は平成19年に新築され、機能的な設計が施されています。住居はユニット化され、玄関・リビング・キッチン・トイレ・浴室が個別に整備され、浴室には浴槽付きの他にシャワー室も2室ずつ設置され、夏季等の利便性にも配慮されています。全室が窓に面し、採光・通風にも優れた住環境です。掃除は日課として職員と子どもが当番制で行い、6月・12月には寮・組全体で大掃除を実施しています。共用部分は整理・整頓・清潔が保たれています。居室は個室の他、2部屋・4人部屋があり、小学生は4人部屋、中学生は2人部屋で生活しています。園は「集団の和」を重視し、「集団養育でたくましく」を養育方針としているため、プライバシー保護の判断基準とは異なる視点で運営されています。居室内は生活委員会での合意形成を通じて、子どもが主体的に整理・整頓を行っており、比較的きれいに保たれています。破損箇所は速やかに事務長へ報告され、修繕対応が行われています。

A-2-(5) 健康と安全

【A⑮】	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理す ると共に、必要がある場合は適切に対応している
評価結果 A	

評価の理由

コロナ禍以降、子どもの検温を徹底し、体調管理に万全を期しています。年間保健計画に基づき、感染症予防対策やインフルエンザ等の予防接種を実施しています。子ども・職員を対象に感染症対応の研修・講習も行い、罹患防止に努めています。日常の健康管理は各寮・各組の職員が担い、ケガや病気の際は通院に同行する等適切に対応しています。向精神薬等を常用する子ども多く、薬は各棟の職員室で管理し、薬ポケットや袋の色分けを活用して飲み忘れ防止に取組んでいます。また、救急法・三角巾の使用・嘔吐処理等の実習を通じて、子どもの心身の健康維持・増進に関する知識の学習と共有を図っています。

A-2-(6) 性に関する教育

【A⑯】	A-2-(6)-① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てる よう、性についての正しい知識を得る機会を設けている
評価結果 A	

評価の理由

園では、性教育委員会を設置し、性教育プログラムに基づき、年齢や発達段階に応じた性教育を実施しています。家庭支援専門相談員が年間計画を策定し、5・6月に全児童を対象とした性教育を行う他、小学生と中高生分けて、夏季・冬季に年2回ずつ実施しています。プログラムは保育士が担当し、支援を家庭支援専門員が実習や実施時の支援を行っています。また、「より良い生活のヒアリング」や「生活委員会」を通じて、人権意識や他者への思いやりの理解を促進しています。性に関する事故が発生した場合は、児童相談所と連携し、面接・性教育・指導・一時保護等、必要な支援を適切に行ってています。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

【A⑯】	A-2-(7)-① こどもの暴力・不適応行動等の行動上の問題に対して、適切に対応している
評価結果 A	

評価の理由

こどもの暴力や不適応行動の兆候は、ヒヤリハット等で共有し、ケース会議を通じて対応方法を協議する等、「危機管理システム」に基づき統一的な支援を行っています。問題行動を把握した際は、主任指導員を中心に児童相談所や学校等関係機関と連携し、速やかに聞き取りや面接を実施しています。園のみでの対応が困難な場合は、一時保護を組み合わせる等、他のこどもへの影響を最小限に抑える対応を図っています。日常生活やスポーツ活動等を通じて、職員はこどもとの信頼関係づくりに努めており、こどもの特性や行動への理解と対応力を高めるため、研修やOJTを通じてスキル習得も行っています。事故・ケガ・人権侵害の未然防止や発生時の適切な対応も、「危機管理システム」に沿って徹底されています。

【A⑰】	A-2-(7)-② 施設内のかども間の暴力、いじめ、差別等が生じないよう施設全体で取組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

園では、こども同士が安心して生活できるよう、特性や年齢のバランスを踏まえた組構成・部屋割りを行っています。ワンオペレーションの時間帯にも配慮し、防犯カメラを設置して暴力やいじめの確認に活用しています。暴力が発生した際は、こども同士で解決せず職員に必ず報告するよう日頃から指導しています。ケンカ等が起きた場合は職員が即座に介入し、部屋移動等で冷静になる時間を確保した上で面接を行い、公平かつ適切な対応に努めています。いじめ等重大な事案には「危機管理システム」に基づき、児童相談所と連携し一時保護を含む対応を実施しています。また、「権利ノート」「より良い子どものためのヒアリング」「性教育」を通じて、自他の人権の大切さへの理解促進を日常的に図っています。

A-2-(8) 心理的ケア

【A⑲】	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている
評価結果 B	

評価の理由

園ではサービス憲章に基づき、日常生活そのものをこどもの心身のケアにつなげる支援に統一して取組んでいます。臨床心理士の資格を持つ家庭支援専門相談員が在籍し、カンファレンスや自立支援計画、日常支援の場面で心理的な助言を行っています。また、外部の精神科医や心理専門家との連携により、スーパーバイズを受けられる体制も整えています。一方、専任の臨床心理士は配置されていないため、心理療法等の専門的支援は、児童相談所による心理面接やメンタルクリニックへの定期通院によって対応しています。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

【A②⓪】	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている
	評価結果 A

評価の理由

園では専用の学習室は設けていませんが、高校生には個室が与えられ、小・中学生にも個別の学習机が用意されています。こどもたちは居室や共用スペース等、自由に学習場所を選び、共用スペースでは職員が宿題等の学習支援を行っています。職員の支援はケアワークとしてシステム上で実施確認が可能です。寄贈図書や寄付金を活用して学習図書等の充実を図り、寄贈された図書券はこども自身が好きな本を選んで購入しています。ボランティアによる中学生への定期的な学習支援や、小学校高学年向けの冬季書道教室も実施しています。進学希望の中学生には学習塾の利用を支援する等、年齢・学力に応じた学習環境が整えられています。

【A②①】	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している
	評価結果 A

評価の理由

卒園後の進路の選択に当たっては、子どもの意思を尊重し、学校や児童相談所と連携しながら、能力や適性に応じた進路を検討しています。こどもが自己決定できるよう、検討結果を踏まえた適切なアドバイスを行い、奨学金や児童自立生活援助事業、民間支援団体の援助等を活用しながら、進路実現に向けた条件や資金計画についてもこどもと話し合っています。退園後のアフターケアにも力を入れており、卒園生の状況把握や生活支援、措置延長に対応できるよう旧幼児寮を活用しています。現在、園には中退や不登校の児童はおらず、こどもたちは将来に向けて意欲的に生活しています。

【A②②】	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取組んでいる
	評価結果 A

評価の理由

園では、子どもの社会体験の一環として、希望することもにアルバイトを奨励し、継続的に受け入れてくれるアルバイト先の開拓も行っています。アルバイト代や小遣いは「おこづかい帳」で管理し、家計管理スキルの習得や将来の資金準備につなげています。また、アルバイトの継続支援に加え、学校と連携して職場実習先との調整を行い、実習先での就業につながった事例も見られます。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

【A②③】	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取組み、家族からの相談に応じる体制を確立している
	評価結果 A

評価の理由

園では、入所時から退園時までの間、保護者・児童相談所・学校等関係機関と支援方針を含めた情報共有に努めています。保護者とは児童相談所と連携しながら、面会・電話交流・親子外出・学校や園の行事参加・一時帰宅・親子訓練室の活用等を段階的に進め、家族との信頼関係の構築を図っています。保護者との相談や親子関係の再構築支援等は、家庭支援相談員と各寮の主任指導員が連携して対応しています。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

【A②④】	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取組んでいる
	評価結果 B

評価の理由

家庭復帰の可能性があり、安全な生活が見込まれる場合は、家庭支援専門相談員と寮の主任指導員が連携し、親子関係の再構築に向けてこども・家族への支援を行っています。こどもの安全が確保された際は、児童相談所と協議の上、承認を得て、面会・親子外出・一時帰宅等を通じて親子関係づくりを支援しています。また、短期間生活の共同生活を継続できるよう、ユニットタイプの親子訓練室も整備されています。一方で、近年は親子関係が改善しても家庭復帰を希望しないこどもが増加しており、進学・就労・福祉的支援を受けながら自立するケースが主流となっています。

事業者コメント

施設 児童養護施設 成光学園
園長 矢部 雅文

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

第三者評価を受審することにより、当園の強みと補強すべき点が明らかになりました。また、中立的な立場の方から当園を評価していただくことで、より客観的なご意見をいただくことができました。ありがとうございます。

強みをさらに磨き上げ、弱い部分は補強できるよう職員一同さらに意識して改善していくたいと思います。

《評価後取組んだこととして》

1. 中・長期計画の策定に向けて、話し合いを開始しました。
2. 就業規則の見直しに着手しました。